

一、御用人・御近習頭等より指紙面到來候節は、少々其品を受候而、請取相調、致判形遣申管に候。急御用候へば、御添印も無之、假指紙面に而も申來候。其節は其品々御役人中に申談候事。

一、御近習頭衆より、急御用之由に而、何に而茂かりに參申節は、紙面を以被指越候管に候。去共品に依、唐油紙等之輕き品は、口上に而も急御用と申事に候へば指遣候。併奉行中有合不申節は、取次之足輕承届、差遣事に候間、何とぞ輕品に而も紙面被指越候様にと申達置候事。

一、金銀渡方、御用人中假指紙面に印形無之候に付、以前は印形を以申來候所中絶有之段申達、向後印形有之紙面を以申來候様、寛延二年十二月廿八日御用所々申達、向後印形可有之段、原宗兵衛申聞候事。

六 初銚・初鯖等言上之儀覺

一、初鯖捕揚候は、八時以後宅迄御茶屋致持參候は、遠見分、別紙調、下御臺所々右之者爲持遣候事。但、御用人中に案内紙面、且又御次に指上候紙面左之通。

一、何つ 初鯖或何尺初鯖。 右何方何那何村に而捕揚候旨、指出候に付、見分仕、御臺所々相渡申候。今年御用高員數相濟候而、追而可奉達御聽候。以上。

月日 一名 無判

一、何つ 初鯖 右何那何村に而捕上申候鯖少く、刺鯖御用に者相立不申候得共、初鯖之儀に御座候間、御臺所々相渡申候。

月日 誰

一、何尺 初銚 右何方浦に而捕揚申候銚、尺不足、御用に相立不申候得共、初銚之儀に御座候間、御臺所々御渡申候。

月日 誰

一、何本 初鯛 右何之誰支配所に而捕揚、鹽申付候旨及案内申候。右之内

一、本御献上御用、鹽しみ宜時分御當地の指越候様申遣候間、奉達御聽候。以上。

何月何日 連名判 右紙面御用箱之内留帳に文法有之候間、前々之通相調、御次に持參。尤披き紙面に而御近習頭々相達可申事。

覺

一、何程 初鯖 右何方に而何日捕揚候旨、唯今指出候に付、遠見分、則御臺所々相渡申候。爲御案内如此御座候。以上。

月日 一名 無判

御用人中様

右紙面、着に附罷越候小遣に持せ遣候事。

一、右其年御用高相濟不申内は、度々右之通御用人中に案内仕候。御用員數相濟次第、言上紙面左之通調上る。平賣之儀は、御用人より指圖を請、夫々紙面に而平賣申遣候事。

今年初鯖御用高相濟候に付、今日平賣申渡候間、奉達御聽候。以上。

月日 一名 無判

一、初鯖・初銚捕上候節は、番代より紙面を添、魚間屋に指越、會所々指越候は、下御臺所々添紙面調、右之者々相渡遣候。尤翌日に而茂言上仕候。御用所々者、案内申に不及由之事。

一、初銚・初鯛・初鱒等、何本迄に而茂、所々添紙面に、初銚等調遣候十本計迄は御用所々到來之時々案内申達候。最早不及案内旨御用人中被申聞候者、御用之數不殘捕濟候上、案内可申達候。右之品々能州・越中・小松杯より捕上候共、所々奉行中より添切手に而來候間、切手共に下御臺所々指遣候。魚に封印無之候得者、御臺所々茂、添紙面致見分指遣候段調可遣候事。

但、御用人衆并下御臺所々之添紙面、取上人調申に不及候事。

七 會所銀貸渡之儀御定

會所銀 一卷

一、會所銀之儀に付、願紙面、御月番御渡被成候は、請取罷歸、丁日候者同役中遠示談可申候。半日に候は、尤